社会福祉法人楽山会役員の報酬等の総額及び支給基準

社会福祉法人楽山会定款第21条及び社会福祉法人楽山会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成29年4月1日施行）第3条の規定に基づき、役員の報酬等の総額及び支給基準を次のとおり定める。

１　役員の報酬等の総額

(1)　各年度における役員の報酬総額（給与及び退職慰労金を含む。）

ア　理事の報酬等の総額　　1,200万円以内

イ　監事の報酬等の総額　　60万円以内

２　役員の報酬等の支給基準

(1)　理事

ア　理事が理事会の招集に応じて出席したとき及び理事の職務に従事したときは、日額報酬として、13,000円を支給する。ただし、理事長及び常務理事並びに当法人が運営する施設の長には、日額報酬を支給しない。

イ　理事長及び常務理事には、法人本部非常勤職員給与を支給する。当該給与の総額及び支給基準は、次により定める。

各年度における理事長及び常務理事の給与の合計額が600万円を超えない範囲内で、各職の職責及び各人の月の基準勤務日数に応じ、月額基本給及び賞与の支給基準額を理事会において決定するものとする。

(2)　監事

幹事が理事会に出席したとき及び監事の職務に従事したときは、21,000円を支給する。

(3)　役員の退職慰労金の支給基準

社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

附　則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この基準は、令和7年6月5日から適用する。